

長野県産ペレットの燃料供給に係る協定書

間接補助事業者
(ペレット使用者)

と

長野県産ペレット
販売業者

(以下「販売事業者」という。)は

木質バイオマス循環利用普及促進事業(以下「事業」という。)実施要領(平成31年3月29日付け30信木利第140号林務部長通知)第5第2項第2号の規定により、長野県産ペレットの燃料供給に関する協定を次のとおり締結する。

また、ペレット使用者はこの協定書の写しを上田市に提出するものとする。

協定期間	令和 年 月 日 から 3 年間
------	------------------

なお、この協定は販売事業者とペレット使用者の売買契約を拘束するものではない。

また、ペレット使用者は、長野県産ペレットの購入先を変更する場合は、上田市へ連絡してください。

令和 年 月 日

間接補助事業者 (住所)
(ペレット使用者)

(氏名)

販売事業者 (住所)

(氏名)